留　意　事　項

1　厨房機器の品名及び数量等

・厨房機器の品名及び数量等は、厨房機器単品図（以下、「単品図」という。）、共通仕様書、特記仕様書その他添付の図面リストによるものとし、単品図を遵守の上、同等品以上とすること。

・厨房機器は、ドライ仕様を基本とすること。

2　厨房機器の同等品申請

・厨房機器の選定にあたっては、単品図と異なる機器で入札参加を希望する場合、入札公告において定める、仕様書等に関する質問の受付期間（令和８年 10 月８日(木)から 10 月 19 日(月)まで）に、別紙「同等品申請書」（単品図・仕様書など添付）を提出し、事前に承諾を受けるものとすること。

提出先：教育部学校給食課（藤枝市岡出山一丁目１１番１号　藤枝市役所　西館４階）

3　契約内容の変更

・移設予定の機器等の故障や、購入予定機器等の廃番等により契約内容の変更が生じた場合は、購入主管課と協議の上、その指示に従うこと。また、契約内容に疑義が生じた場合も同様とする。

・数量の増減又は代替品の調達が生じた場合の金額の変更は、契約時の単価を基に算定するものとする。

4　トレーニング期間中の助言・指導

・（仮称）新学校給食センターの供用開始（令和 10 年夏休み明け）に向けたトレーニング期間中に発生する調理食の活用に関して、食品ロス対策の観点から助言・指導を行うこと。

5　市内業者の活用

・全てにおいて、必要な物品等の調達先（下請け発注を含む。）や従事者の飲食の利用先など、可能な限り市内業者を活用すること。また、市内業者の利用状況を求めた場合は、発注者に速やかに報告すること。

6　その他

・一級厨房設備士または一級厨房設備施工技能士の資格を有する者が、必要な業務に立ち会うこと。

購入主管課
藤枝市　学校給食課
電話番号　　０５４－６４３－３２７３
ＦＡＸ番号　０５４－６４３－３６１０